

1. 現行制度の制定に係る背景 (現行管理制度の制定前)

大阪府における化学物質対策(1)

「大阪府生活環境の保全等に関する条例(平成6年11月施行)」による規制措置

1. 有害化学物質

- ① 目的 大気中への排出規制
- ② 対象物質 人の健康・生活環境に影響を生ずるおそれのある化学物質(22物質) ← 規制的手法を講ずべき物質
- ③ 対象事業者 規制対象施設を有する工場・事業場
規制基準は排出口濃度基準又は設備・構造基準

2. 炭化水素類(揮発性有機化合物)

- ① 目的 光化学オキシダント・浮遊粒子状物質の抑制
- ② 対象物質 1気圧で沸点が150℃以下の炭化水素類
- ③ 対象事業者 9発生源及び24種類の施設を有する工場・事業場
規制基準は設備構造基準又は原料使用基準

大防法に先行した
取り組み